

ブラジル向け精米の検疫条件が緩和されました

～輸出前のくん蒸が不要に～

農林水産省は、ブラジルの植物検疫当局との間で、同国向け日本産精米の植物検疫条件に関する協議を行ってきました。その結果、これまでブラジル側から求められていた輸出前のくん蒸が不要となりましたのでお知らせします。



1. 概要

これまで、日本産精米のブラジルへの輸出にあたっては、輸出前のリン化アルミニウムによるくん蒸が条件となっており、農林水産省では、輸出前のくん蒸条件が緩和されるよう、ブラジルの植物検疫当局との技術的協議を行ってきました。

この結果、日本の精米工場における精米工程を経た精米は、くん蒸をしなくてもブラジルへの害虫の侵入リスクが十分抑えられることが認められたことから、日本産精米のブラジルへの検疫条件からくん蒸が撤廃されました。

主な検疫条件は次のとおりです。詳細は添付資料をご覧ください。

- ・日本での輸出検査を受け、ブラジルの指定する検疫対象病害虫の不在が確認されること。

2. 参考

ブラジルへの輸出を検討される方は、最寄りの植物防疫所にお問い合わせください。

植物防疫所ウェブサイト

<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/outline/index.html>

〈添付資料〉

ブラジル向け日本産精米に係る輸出条件の概要



お問合せ先

消費・安全局植物防疫課国際室

担当者：海老原、水口、渡邊

代表：03-3502-8111（内線 4565）

ダイヤルイン：03-3502-5978

ブラジル向け日本産精米の輸出検疫条件の概要

1 対象植物

精米 (*Oryza sativa* L.)

2 検疫対象病害虫

コゴメゴミムシダマシ
(*Latheticus oryzae*)

ヒメコクヌストモドキ
(*Palorus ratzeburgi*)

ホソマメムシ
(*Thorictodes heydeni*)

ヒメマダラカツオブシムシ
(*Trogoderma inclusum*)

ホンチャタテ
(*Liposcelis decolor*)

3 主な検疫条件

- ・日本での輸出検査により、上記2の検疫対象病害虫が不在であることの確認を受け、植物検疫証明書が添付されること。
- ・ブラジルにおける輸入検査の実施